

2006年 異業種交流会クライン∞ 会則

第1条 [名 称]

本会は、異業種交流会クライン∞（以下「この会」）と称し、事務局を会の事務局長宅に置く。

第2条 [入 会]

「この会」は、会の主旨に賛同できる人。

第3条 [目 的]

「この会」は、情報交換や研修活動を通じて、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 [事 業]

前条の目的により、次の項目の事業を行う。

- ①会員相互の研修と親睦に関する事業。
- ②その他会員で審議の上、必要と認めた事業。

第5条 [役 員]

- ①会 長 1名
- ②副会長 2名
- ③事務局長 1名 事務局補佐 1名
- ④会 計 1名 会計補佐 1名
- ⑤会計監査 2名

第6条 [役員を選出]

会長・副会長・事務局長・会計・会計監査員は総会において選出する。尚補佐は会長の委嘱とする。

第7条 [役員任期]

役員任期は1ヶ年とする。欠員の補充による任期は在任期間とする。

第8条 [総 会]

①総会は最高議決機関であり、年1回5月に定期総会を開催する。臨時総会は会長及び役員会が必要と認めた時開催できる。

②総会に付議する事項は次の通りとする。

- (イ) 事業報告及び収支決算報告
- (ロ) 会計監査報告
- (ハ) 事業計画（案）及び予算（案）の承認
- (ニ) 役員を選出
- (ホ) 会費の決定
- (ヘ) 会則の改正
- (ホ) その他必要と認めた事項

第9条 〔会 計〕

①会計監査は年1回行う。但し、必要と認めたときには臨時に行うことができる。

②会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

③会費の納入は、当各年度の4月30日までとする。

第10条 〔入退会〕

① 入退会については、年度末（3月31日）までに、本人から入退会届けを事務局に提出すること。

② 退会届けが本人から提出されていない場合には、4月1日をもって継続するとする。

付 則 この会則は平成16年2月21日に、制定、施行する。

平成17年5月21日。総会にて一部改正。

平成18年5月20日。総会にて一部改正。